



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：仲野 智
 〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 Fax (03) 5842 - 5602
 毎月1日発行
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)
<http://www.inoken.gr.jp>

なぜ？ 繰り返される重大事故

軽井沢スキーバスの例から安全を考える

15人もの死者を出した1月15日の軽井沢スキーバス事故は、社会に衝撃を与えました。2012年に関越道で7人が死亡した事故がまだ記憶に新しいところですが、なぜこうした重大事故が繰り返されるのか、その背景を考えなければなりません。

安全軽視のバス・旅行会社が横行

今回の事故の直接の原因はまだ不明な点もありますが、事故後の調べによると、バスの運行会社・運行を委託していた旅行会社ともに安全を無視したずさんな運営だったことが明らかになりました。

バス会社は、14年に営業を開始した新規参入会社で、事故後の監査では過労防止・点呼未実施など、多数の違反が見つかりました。大型バスの運転経験が少ない契約社員の運転者に深夜の峠道を運転させ、出発時には点呼もせず労働時間管理などもほとんどしていませんでした。

旅行会社は、定められた公示運賃の下限=26万円を下回る19万円で運行を委託していました。同社は、安値のツアーを実現するためにバス会社に低運賃を押し付けていました。

こうした会社が堂々と営業している背景には、00年に実施された貸切バスの規制緩和があります。事故を起こした会社は氷山の一角で、同じような安全無視の会社が他にもたくさんいるのです。

貸切バス規制緩和による変化

	以前 (98年度末)	規制緩和後 (2014年度末)	指数
事業者数	2122	4477事業者	2.11倍
車両数	3万6508	4万8995両	1.34倍
輸送人員	2億4786	3億2534万人	1.31倍
営業収入	5444	4495億円 (12年度)	0.83倍
バス運転者年収 (乗合含む)	553	397万円	0.72倍

規制緩和による過当競争が元凶

規制緩和後、貸切バス会社は2100社から4500社へと2倍以上になる一方、営業収入は5400億円から4500億円に減少しました。旅行会社は安値を強



改善基準の改正を厚労省に要請する自交総連バス部会要、バス会社はコストカットのため人件費を削り、バス運転者の年収は全国平均553万円から397万円へと激減。長時間労働が押し付けられ、非正規化も進みました。

法令違反行為も頻発することになりましたが、それを監査する国交省の監査要員は、全国で365人です。この人員でバス・タクシー・トラック全12万社を担当しています。厚労省のバス事業者(乗合含む)への監督は6597社中262事業場(14年度)にしか実施されていませんが、労働関係法違反=74%、改善基準違反=56%の事業場で発覚しています。

改善基準は自動車運転者の労働時間を定めたもので、1週間の総拘束時間は最高71.5時間まで、勤務と勤務の間の休息期間は最短8時間でもよいとされています。通勤や食事等を除けば4時間程度しか寝られません。

自交総連では、規制緩和の抜本的な見直しと改善基準の改定、とくに休息期間は最低でも11時間とすることを求めています。(自交総連 菊池和彦)

〈今月号の記事〉

過重労働重点監督結果/労安学校案内	2面
安全衛生活動の交流 建交労	3面
各地・各団体のとりくみ 山口/社医研/広島	
／神奈川/JAL支援共闘/宮城	4~6面
JMITUシンポ/相談室だより 北海道	7面
改正行政不服審査法施行	8面

労働基準関係法令違反=73.9% 月100時間超の時間外労働=34.6%

平成27年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果

厚生労働省は2月23日に昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の結果について発表。実施事業場5031のうち3718事業場(73.9%)で労働基準関係法令の違反があったとしました。今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」がうかがわれる事業場など、労働基準関連法の違反が疑われる所に対して集中的に実施したものです。

違反内容では、「違法な時間外労働があった」もののうち、もっとも長い労働者の時間外が月100時間をこえるものが799事業場(34.6%)。賃金不払い残業があったが509事業場(10.1%)。過重労働による健康障害防止措置が未実施のものは675事業場(13.4%)でした。

実例として、道路貨物運送業では「タイムカードやデジタルタコグラフ等の労働関係書類を確認したところ、複数の労働者に月100時間を超える違法な時間外労働を行わせており、特に、労災請求を行っ

た労働者については、発症前6か月連続で月100時間を超える時間外労働(最も長い月で約170時間)を行わせており、必要な休憩時間も確保していなかった。また、休日労働に対する割増賃金が支払われていなかった。深夜業に従事する労働者に対する特殊健康診断を実施していなかった」ことがあげられています。

また、コンビニエンスストアで、「36協定の締結・届出を行わず、時間外労働や休日労働を行わせ、最も長い労働者で月約200時間の時間外労働を行わせていた。労働時間管理は行っていたが、正社員には割増賃金を全く支払わず、アルバイトに対しては、交代を待つ手待ち時間を労働時間ではないとして、月に10時間程度少ない時間数で賃金を計算し、割増賃金を適正に支払わなかった。深夜業に従事する労働者に対する特殊健康診断を実施していなかった。また、アルバイトについては、定期健康診断を実施していなかった」などが報告されています。

(編集部)

第12回労働安全衛生中央学校のご案内

日時：5月14日(土)13時～16時50分

15日(日)9時～12時

場所：全国家電会館(東京文京区湯島)

〒113-0034 文京区湯島3-6-1

(TEL:03-3832-4291)

交通：地下鉄千代田線「湯島」駅より3分

JR「御茶ノ水駅」より徒歩12分

記念講演

「軽井沢バス事故の背景にあるもの
—規制緩和による労働実態を考える」

講師：安部誠治氏(関西大学教授)

※実践報告・グループディスカッションを行います。

参加費：8,000円 ※1日のみの場合4,000円

申込締め切り：5月10日(火)



前回のスモールグループディスカッション

※カリキュラムの詳細、申込みはホームページ参照

<http://www.inoken.gr.jp/>

シリーズ 安全衛生活動の交流

第42回

全日本建設交運一般労働組合

たたかいの総仕上げとして、第5陣訴訟を提訴 全国トンネルじん肺根絶訴訟

3月1日、建交労(全日本建設交運一般労働組合)がとりくむ全国トンネルじん肺根絶訴訟が6地裁(札幌・仙台・新潟・福井・松山・熊本)において、つづく3日には東京地裁において、第5陣訴訟を提訴しました(写真左下)。

今回提訴した第5陣原告の119人の仲間たちの最大の任務は、1989年4月に最初のトンネルじん肺集団訴訟である四国トンネルじん肺訴訟を提起して以来28年に及ぶトンネルじん肺根絶を求めたこのたたかいに、「全面勝利解決」という終止符を打つことです。それを実現するうえでは、より大きな運動とより広く深い世論を構築しなければなりません。

これまでの様ざまな取り組み

私たちは、家族会や支援団体の結成、50万人・100万人署名の達成・映画「人として生きる」上映運動・じん肺キャラバン・地方自治体での「じん肺根絶を求める国への意見書」採択運動・地方議員や国会議員の「トンネルじん肺根絶を求める賛同」署名など、幅広い様ざまな活動にとりくんできました。そうした運動は、トンネルじん肺根絶を求める世論を着実に幅広く拡げに拡げ、高めてきました。

しかし、たたかいは続いています。トンネルじん肺根絶第3陣・4陣訴訟は、未だに係争中の地裁もあり解決していません。一部の被告・大手ゼネコンは「裁判で、原告に対して謝罪をした覚えがない」「和解してほしいらば、お願いしろ」などと暴言を法廷で繰り返し、松山地裁では清水建設が、東京地裁で2001年2月に確立された和解のルールを破棄して「ガイドライン施行以降のトンネル現場は、非粉じん現場」と、かつてない大規模な労災もみ消しの主張をしてきたことなどもありました。

私たちはその都度、幾度もゼネコン本社を包囲し、そうした発言や主張を撤回させ、松山地裁では勝利判決を勝ちとってきました。また私たちは、国と「合



意書」を締結し、トンネル工事での8時間労働を実現するために積算基準を改正させまし



たが、国とゼネコンは、「36協定を結んでいるから」との理由で遵守しません。冗談ではありません。私たちは、じん肺防止のために「8時間労働制」にしたのです。36協定を理由とするのは、坑夫の命を軽視していることであり、行政がこの様に大手ゼネコンの法令無視をかばい立てている限り、じん肺はなくなりません。

粉じん測定に関しても法的に義務づけましたが、それは実際に測定せねばならない地点からはるか後方で測るという実効あるものではありません。個人サンプラーやエアラインマスクは、未だに導入されていません。

何よりも、7割以上もの現職の国会議員が賛同しているにも関わらず、トンネルじん肺根絶にむけて必要な救済制度(※国の責任で、ゼネコンの拠出によりトンネル坑夫の就労歴・健康管理・安全教育の受講歴を一元管理し、現場での安全対策に寄与し、そうした中、不幸にしてじん肺に罹患した方には、裁判を経ずして迅速に救済する制度)は、未だに実現していません。

私たちは、この30年近いたたかいで、残された課題を実現するだけの土台を築き上げてきました。ここに至るまでに、多くの仲間たちが志半ばで亡くなっています。

第5陣提訴後、衆議院第一議員会館において『トンネルじん肺救済法案(仮称)実現をめざす院内集会』を開催しました。国会議員28人、秘書73人が参加しました。第5陣訴訟は、私たちのたたかいの総仕上げです。全面勝利解決をかちとるべく、たたかっていきます。

(建交労 福富保名)

各地・各団体のとりくみ

公財
社医研

新制度にどう取り組むか

ストレスチェックシンポジウム

社会医学研究センターはシンポジウム「ストレスチェック制度にどう取り組むか」を東京文京区の家電会館で行いました(写真)。

はじめに、同センターの門田裕志理事が制度の概要について説明。この制度はうつ病対策と厚労省の行ってきた労働者のこころの健康を保持増進する施策の中からできたもので、高ストレス者が早期に自分の状況に気づくための制度であること、誰がどのように実施していくのか、職場分析をどのようにするのか、今までの事例で成功した内容の概要を話しました。次に産業カウンセラーの杉本正男氏が教職員の実態と取り組みについて報告。教職員の多くが長時間の労働で厳しい状況に置かれており、メンタルの対策も必要になっていること、この制度を活用して、メンタル不全の予防と早期対策を立てることが望ましいことを話しました。

また、生協労連の渡邊一博氏が、労組の取り組みについて報告しました。パートも含めた全労働者に



実施し職場の改善に努めるよう対策を立てていること、長時間労働も含めた対策を立てている組合の取り組みについて話しました。

休憩後、各事業所での衛生委員会の活用や産業医の役割、実際の産業医や保健師の制度の習熟度、50人以下の職場の実施方法など、多くの質問にシンポジストが丁寧に答えました。最後に、参加していた全国センター理事の阿部眞雄医師が、「産業医を教育するのは労働者」と感想を述べて終了しました。

(公財社会医学研究センター 門田裕志)

山口

宇宙の晴れあがりのような判決

三菱下関造船じん肺・アスベスト訴訟
勝利報告・学習会

1月26日、三菱重工下関造船所の地元・下関市で三菱下関造船じん肺・アスベスト訴訟の勝利報告・学習会がおこなわれました。勝利報告・学習会は、昨年10月29日、最高裁が三菱重工の上告不受理決定を下し、2審判決が確定したことを受け、今後の運動に活かすために取りくまれました。

訴訟は、じん肺として労災認定された3人の原告が2008年4月4日、山口地裁下関支部に提訴、その後、じん肺死として労災認定された遺族が提訴して4人による裁判となりました。1審判決(11年6月27日)は、原告全員のじん肺罹患を否定して全面敗訴。広島高裁での2審判決(14年9月24日)では、三菱重工の主張するCTでの認定基準を排斥して1審判決を覆し、原告の全面勝訴。三菱重工は、最高裁に上告受理申立をしましたが、最高裁はこれを認めませんでした。訴訟は、提訴から7年6カ月を経てようやく解決に至りました。

事件について講演した臼井俊紀弁護士は、このたかひは全造船下関造船分会が、下請労働者の被害の掘り起こしをして、4人の労働者にじん肺管理区分2を得させたことから始まったこと、敗訴するこ



講演する臼井俊紀弁護士

とはないと信じていた1審判決から逆転勝訴を勝ちとった高裁判決への経緯に触れ、三菱重工による不毛の医学論争に断を下す「宇宙の晴れあがり」のような判決と高く評価しました。そして、訴訟は決着したが、たたかいは終わっていない。三菱重工は、再三の要求にもかかわらず、かたくなに謝罪を拒否。これは、下請労働者に対して、責任を認めることによる補償拡大を避けたい、利潤追求の企業の論理以外の何ものでもない。企業の社会的責任、コンプライアンスの欠落だと強調しました。また、この事件で、じん肺・アスベスト被害の深刻さ、企業の安全配慮義務の軽視など、多くのことを学んだと述べました。(山口センター 高根孝昭)

各地・各団体のとりくみ

**神奈川 病気にさせない職場環境を
働くものの労働安全衛生学校**

神奈川センターは、神奈川民医連と共催で、2月27日神奈川労安学校を開校し25人が出席しました。

第1部は「労働安全衛生法」を全労働執行委員の生田悟氏が講演。ストレスチェック制度を中心に話がありました。この制度は、ストレスに関する質問票を労働者が記入し、自分のストレスの状態について調べる検査です。労働者50人以上の事業所で昨年12月から年1回の検査が義務付けられました。

第2部は「企業の安全配慮義務」について川岸弁護士が講演。労働契約法5条は、最高裁の判例に基づき使用者の安全配慮義務を明記しています。講演では、渡辺航太さんが帰宅途中、原付バイクで直線道路の電柱に激突した事案について、「極度の心身の疲労、睡眠不足の状態が心身の健康を損ねると同時に注意力低下などをもたらし、重大な事故などを発生する危険を招来することは周知の事実」「会社の安全配慮義務違反」と指摘しました。現在、会社に対し損害賠償裁判を行っています。また、ハローワークの「虚偽の求人票記載」に対し職業安定法違



特別報告する石原隆行氏、鈴木康功氏、甲田靖氏(左から) 反を理由に警視庁に告訴もしています。過労死をなくすために「企業の安全配慮義務」を徹底することが強調されました。

特別報告はJMITU日本IBM支部、社会保険労務士、神障教組から「メンタル不全による休職が増えている」「労働法制の改悪を許さない」「労働組合の役割」について報告がありました。参加者から「大企業のリストラ規制ができないか」「病気にさせない職場環境を」「労働者の立場に立った就業規則を」など発言が続きました。

(神奈川センター 菊谷節夫)

**広島 ブラックバイトの根絶を求めて
労働局と交渉・要請**

広島センターは2月25日、ブラックバイトの根絶を求めて労働局と協議しました。交渉団の要請について労働局は冒頭に、「要請内容に共感します」と口火を切り各項目への回答を行いました。

昨年、厚労省が行った学生アルバイト実態調査について、広島労働局内の結果や相談内容は、ネットによる調査なので、県単位では明らかになっていないこと、相談内容では、シフトの問題や退職のトラブルが多いという回答がありました。

取り組みとしては、ポータルサイトを設置し、「アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント」を示して宣伝。また、労働法や相談場所を知って貰うために出前講座を11校で実施しているとのこと。また、委託して、大学生と高校生を対象にしてセミナーを行っているという回答がありました。

厚労省の調査でも、労働条件通知書の未交付が58.7%、口頭でも受けた記憶がないが19.1%もあり、労働契約法及び労働基準法に基づき雇用契約書の交付を確実にしよう事業者への指導を強めることを要請しました。労働局でも機会をとらえて指導



労働局と交渉・要請の様子

を強めること、紹介状に「労働条件を確認して下さい」の表示を入れることにしたとのことでした。

また、学校で労働法制について周知を図るために、学校と協力しての学習会や労働法制の基礎知識に関するパンフレットを普及することも要請。出前講座の実施やポータルサイトの活用、無料セミナーの実施、漫画・「知って役立つ労働法」のパンフレットの普及などを行なうという回答でした。

時間が短く、細部まで確認できない点がありましたが、今後の取り組みに生かせる点もあった要請でした。

(「いのけん広島たより」より)

各地・各団体のとりくみ

JAL
支援共闘

意義ある対話を

ILO勧告を求める院内集会開催

2月24日、参議院議員会館で「JALと政府のILO勧告を求める院内集会」が開催されました(写真)。集会には200人が参加し、JALと政府にILO第3次勧告を履行させ、解雇問題の早期解決を図るよう迫りました。

冒頭「ILO第3次勧告」の内容と意義について牛久保弁護士が解説しました。牛久保弁護士は、ILOがJALに対して「会社と当該の意義ある対話をする事の重要性を今一度強調する」としていることが、最も大事な点であると指摘。また、「政府も労使の十分かつ率直な協議の必要性についてILOの見解と一致している。会社が今後どういう行動をとるのか政府に責任がある」そして「ILOは不当労働行為の判決に関心を持ち、高裁判決が確定したら政府は判決の上に立ってどう指導するのか注目している」と述べました。

また、社会医学研究センターの村上理事からは「ILOを動かした原告の闘いに確信を持ち、解決の正念場である今春闘を頑張ろう」と励ましの言葉がありました。

国会議員は社民党と共産党から5議員が、自民党、民主党、諸派、共産党議員については、秘書の方々が10人代理出席。社民党の福島みずほ参院議員、共産党の穀田恵二衆院議員、辰巳孝太郎参院議員か



原告団と乗員組合 田二見委員長の訴え

らは、「実質的な解決をしていないことは政府に責任がある。ILO勧告を生かし解決するためには、国会内の超党派で取り組んでいきたい」とご挨拶を頂きました。

連帯の挨拶として、国労の佐々木副委員長から、「空の闘いを地上でも広げたい」と、全厚生の杉浦書記長から、「ILO勧告の履行を求めてともに頑張ろう」と力強いエールが送られました。最後にCCUと乗員組合の代表から、人員不足による職場の実態と争議解決に向けての強い決意が表明されました。安全なJALを取り戻すために、原告団、職場、支援者、国会議員が大きな力を結集し、解雇した人を職場復帰させ、一刻も早く解雇問題を解決することを確認しました。

(JAL不当解雇撤回原告団 宝地戸百合子)

宮城

1 周忌に間に合った

過労自死労災認定

7カ月連続残業100時間超で過労自死した、カフェ&ベーカリー東北事務所長(50歳)の労災が認定されました。

被災者は、2014年8月に大阪から、東北での販売網拡大の命を受けて見ず知らずの仙台へ転勤してきました。それ以来、被災した2015年3月9日に事務所に入社直後に事務所内で首つり自殺をしました。一命は取り留めましたが、1週間後に意識を取り戻すことなく入院先の病院で息を引き取りました。

葬儀には、会社から参列しましたが、一切の謝罪もなく立ち去っていきました。その後は、退職の手続きなどの書類を送ってくるだけで全く誠意を認められないものでした。

まだ、当時2歳の娘さんを残しての突然の悲報の

中で、仙台に身寄りがなく相談するところも見当たらずに、昨年の4月末に「いの健宮城県センター」を探し当て相談にきました。その後、事件が起きて1年で勝ち取った労災認定です。1周忌への報告に間に合いました。

本人が記載していた「備忘録」ノートに、出勤から退勤まで、休日、出張中、本社への報告、本社からの指示が克明に記載された「メモ」がすべてを物語りました。過大なノルマや店舗の備品の修理、アルバイトの人事など、本社とのやりとりで苦悩している実態が記載されていました。稟議書についても、何度も書き直しを要求されて決裁がすぐ降りないことに苦悩している様子がうかがえるものでした。

遺族の奥様と相談の上、「労災」と認めないで、未だ謝罪さえない会社に憤りを持っていて、損害賠償を視野に会社に対して訴訟を起こすことを、土井弁護士を通して確認しました。

(「宮城県センター いの健ニュース」より)

日本IBM賃金減額裁判勝利から考える シンポジウム 「成果主義を斬る！」

賃金減額裁判の経緯

JMITU日本アイビーエム支部組合員9人が原告となって日本アイ・ビー・エム（以下、IBM）を相手に提訴していた賃金減額裁判において、IBMは、判決日の1か月前に、突如「原告らの請求を全て認める」としました。訴訟上、これは「請求認諾」となり裁判は終了。原告側の完全勝利でした。判決直前の「認諾」は極めて異例です。判決によって賃金減額制度が「違法」と断罪され、その社会的影響を避けるための苦肉の策と考えられます。判決前に自ら減額措置が誤りであったことを認めたことは、勝訴判決以上の意味を有します。

IBMは、就業規則を改訂し年収で10%~15%の減額率で減額措置行っています。何年でもいくらでも減額できることが「フリーハンド」なのです。労基法91条では、懲戒処分ですら「10%を超える賃金減額をしてはならない」と規定しています。

シンポジウム開催

2月13日、エデュカス東京において「成果主義を斬る！」シンポを開催。まず労働研究者の報告では、成果主義では賃金上がるのはごく少数であり、低評価者を積極的に作って減額や降格を行えるようにする事例が多いこと、グローバル競争を理由とする人件費の抑制と変動費化、賃金の生計費原則を破



ロックアウト解雇、賃金減額に抗議して本社前からデモに出発すると問題点を指摘しました。

その上で使用者が査定権限を行使し、賃金決定機能を労使交渉から取り上げて「個人化」し、労働者を分断する目的があるとしました。労組からの報告は、成果主義が人間の尊厳や雇用の破壊、健康・命の危険をもたらす最悪の害毒と断罪。さらに法的には、会社が「請求認諾」に至った理由について、労働条件は労使対等で決定すべきなのに「基準も減額幅も明示なく、しかも労働者の合意なく減額が可能な制度に問題がある、という判決が出れば社会的影響が大きい、すなわち判決より認諾に利益がある」と判断した、と分析しました。最後に、成果主義の害悪について社会的告発を強めることを確認し、団結を固めあいました。

(JMITU日本アイビーエム支部 大岡義久)

シリーズ 相談室だより(103)

あまりにもひどい労働条件 無念の思いと怒りを込めて同僚の労災申請

昨年夏、バス運転手のTさんが相談にきた。「同僚が定期バスの運転中、脳出血で倒れた。過労が原因だと思う。しかし会社は持病のせいとし、労組も動いてくれない」Tさんは、自らが労組の役員でもあることから、無念の思いと怒りを込めて同僚の労災申請をしたいと力を込めた。

以後、被災者の奥さんとともに労災申請の準備に入った。弁護団との合同の話し合いが繰り返し行われた。被災者は「右脳内出血（視床）、脳室穿破」と診断され、意識障害、左片麻痺、左半身の感覚障害が重傷で、現在もりハビリ入院が続いている。奥さんは夫が誠実に働いていたこと以外は知らなかった。しかし、「事件を不問にしない」とのTさんの

強い執念が、余すことなく労働の実態を語りつくした。会社は、「定期バス」と札幌と道内他都市とを結ぶ「都市間バス」のシフトを組んで、変則、深夜、長時間勤務を義務付けていた。夏季は繁忙期の上、運転手確保が厳しく特に業務が過重で、倒れた月は2日しか休みが取れていなかった。会社は、厚労省の「バス運転者の労働時間等の改善基準のポイント」が示す最低基準のクリアに固執し、厳しいシフトを強い、労組は異議を唱えることもなかった。

Tさんは実名で陳述書を作り、同僚の労災認定に自らの人生をかけている。全国で起こる運転手の過重労働による事故は、焦眉の課題であり、Tさんの思いに応じて改善の道を開かなければならない。労災をたたかうことは、相談を受ける私自身を励ますことでもある。

(北海道センター 佐藤誠一)

インフォメーション

行政不服審査法の改正により 労働保険審査制度が変わります

行政不服審査法の改正に伴い、この4月から労働保険の審査請求及び再審査請求制度が変わります。主な改正内容は以下の通りです。

- ①不服申立て二重前置の廃止（再審査請求を経なくても裁判所への出訴が可能）
- ②審査請求期間の延長（現行の60日から3ヶ月に延長）
- ③標準審理期間の設定（審査官が審査請求に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるように努める）
- ④審査請求手続きの計画的進行の創設（審査請求人等や審査官に対し、相互に協力し計画的に審理を進行するように努める）
- ⑤口頭意見陳述の充実化（利害関係者等を招集して行うとともに、申立人は処分庁に対して質問をすることができる）

⑥特定審査請求手続の計画的執行の創設（事件が複雑である等により、迅速かつ公正な審理を行うため審査請求の手続きを計画的に行う必要がある場合に、審査請求人等を招集し、審査請求の手続きの申し立てに関する意見の聴取を行う）

⑦審査請求人等による物件の閲覧（審査請求人等は、提出された文書その他の物件の謄写を求めることができる）

行政不服審査法は1962年の制定以来、初めての実質的な改正です。公正性の向上や使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から見直しを行ったとされています。

労働保険関係の実際の運用をはかりながら、より公正で民主的な制度になるよう求めていきたいと思ひます。
(編集部)

審査請求の流れ

